

# 基金だより

2024年  
8月発行

## 2023年度決算をお知らせします

### 基金の業務概況 ●2023年度決算時の当基金の概況等をお知らせいたします。

#### 加入者数および掛金額

	男子	女子	合計
	658人	103人	761人
掛金額	リスク分担型掛金	173,568千円	
	事務費掛金	31,882千円	

当月分を翌月末納付 納付率100%

#### 年金・一時金の給付状況

		件数	金額
老齢給付金	年金	289	103,973千円
	一時金	9	54,800千円
脱退一時金		25	10,997千円
遺族一時金		1	5,883千円

老齢給付金受給待期者 8人

#### 年金資産の委託先別運用状況 資産運用は金融機関5社に委託しています。

委託先	資産額	収益額	運用利回り	
信託銀行	3社	5,321,010千円	587,075千円	12.35%
生命保険(特別勘定)	2社	1,289,204千円	362,901千円	39.16%
生命保険(一般勘定)		1,393,898千円	23,323千円	1.69%
資産全体	5社	8,004,112千円	973,299千円	13.79%

#### 【市場の収益率】

2024年3月31日現在

		2023年度	2022年度
国内	債券(NOMURA-BPI)	△2.20%	△1.65%
	株式(TOPIX+配当)	41.34%	5.81%
外国	債券(フル・ムバ・グローバル・ヘッジ)	△2.59%	△9.55%
	債券(FITSE WGBI、円換算後)	15.27%	△0.50%
株式(MSCI、円換算後)		42.92%	2.36%

#### <参考> 2023年度の市場動向

国内株式は、日銀の金融緩和政策維持や円安の影響、海外からの資金流入などを受けて、年度前半から価格上昇基調が続き、年度後半には米国半導体関連株上昇の影響を受けて国内半導体関連株が上昇、3月には日経平均株価は4万円を突破し最高値を更新するなど大幅に上昇しました。国内債券は、日銀の金融政策の動向への市場の思惑が交錯し長期金利は変動しましたが、3月の金融政策決定会合で、マイナス金利政策の解除に加え、YCCの撤廃やETFなどリスク性資産の買い入れ終了などを決定したことから、金利は上昇(価格は低下)しました。外国株式は、FRBによる金融引き締め長期化、長期金利上昇による

景気後退懸念、欧州の景気低迷や中東情勢の緊迫化などから軟調な時期もありましたが、年度後半からは米国長期金利の低下基調や好調な企業業績からNYダウは過去最高値を更新し、欧州では利下げ観測による景気底入れ感の高まりなどから上昇、円安の大幅な進展もあり、通期の収益率は大幅なプラスとなりました。外国債券については、10年国債で見た欧米金利の通期の変動幅は、独▲0.05%、英0.41%、米0.71%でしたが、為替の影響を大きく受け、為替オープン(ヘッジなし)は大幅プラス、ヘッジありはマイナスの実績となりました。

#### 年金資産の構成割合 各投資先に資産を配分して、リスクを分散しながら運用しています。

(単位: 千円、%)

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	短期資産	オルタナティブ資産	資産合計
時価総額	1,622,292	1,532,057	1,230,048	1,393,898	121,600	2,104,217	8,004,112
構成割合	20.27	19.14	15.37	17.41	1.52	26.29	100.00

(運用委託機関) 信託銀行: みずほ信託銀行・三菱UFJ信託銀行・りそな銀行

生命保険会社: 富国生命保険・住友生命保険

2023年度

## 基金決算のお知らせ

2024年7月19日に開催されました当基金代議員会において、当基金の2023年度の決算が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

## 年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。

損益計算書 (2023年4月1日~2024年3月31日)

(千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 経常収支		1. 経常収支	
給付費	173,180	掛金等収入	173,198
移換金	180	運用収益	973,299
運用報酬等	42,057		
業務委託費等	4,070		
2. 特別収支	0	2. 特別収支	0
3. 負債の変動		3. 負債の変動	
責任準備金増加額	927,010	責任準備金減少額	0
4. 基本金		4. 基本金	
当年度剰余金	0	別途積立金取崩額	0
計	1,146,497	計	1,146,497

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 純資産		1. 純資産	
流動資産	28,302	流動負債	0
(現金・預貯金)	(14,216)	支払備金	18,150
(未収掛金等)	(14,086)	(未払給付費)	(18,150)
固定資産	8,004,112		
(信託資産)	(5,321,010)		
(保険資産)	(2,683,102)		
2. 負債	0	2. 負債	
		責任準備金	8,014,264
3. 基本金		3. 基本金	
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
計	8,032,414	計	8,032,414

## 業務経理

基金を運営するための経費を処理する会計です。

損益計算書 (2023年4月1日~2024年3月31日)

(千円)

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(千円)

費用勘定		収益勘定		資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額	科目	決算額	科目	決算額
事務費	29,930	掛金収入	31,814	流動資産	17,715	流動負債	0
業務委託費等*	8,814	雑収入	0	(現金・預貯金)	(15,128)	固定負債	0
繰入金	0	当年度不足金	7,244	(未収事務費掛金)	(2,587)	繰越剰余金	24,959
雑支出	314			固定資産	0	当年度剰余金	0
当年度剰余金	0			当年度不足金	7,244		
計	39,058	計	39,058	計	24,959	計	24,959

\*業務委託費等：確定給付企業年金事務委託費（年金数理計算、加入者・受給者記録管理、給付金支払事務、各種報告書類作成・支援事務等）。

\*\*当年度不足金7,244千円を前年度からの繰越剰余金24,959千円で補填することが、当代議員会で承認されました。

## 財政の検証状況

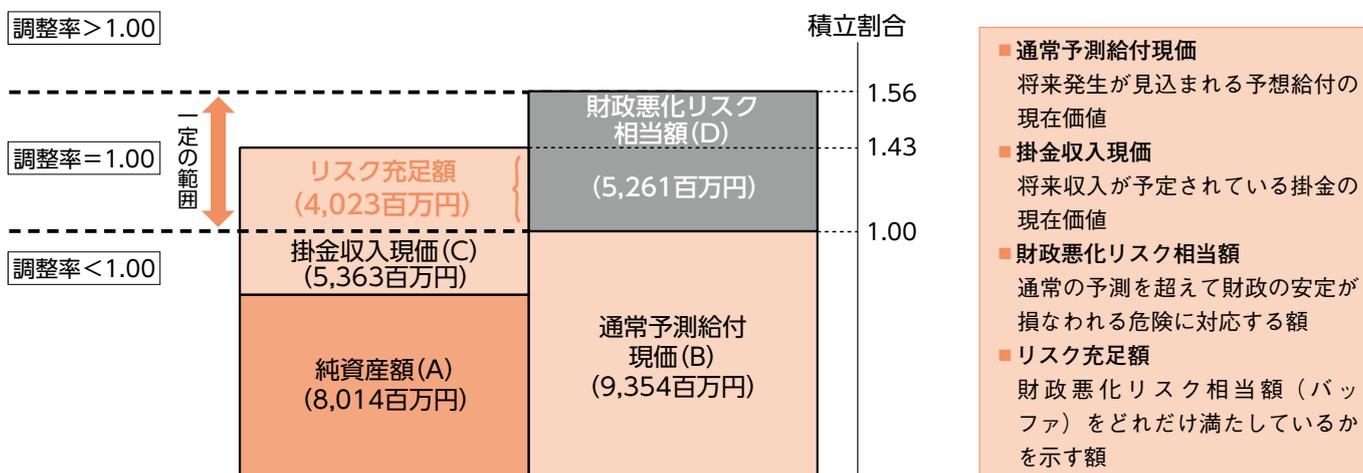
リスク分担型企業年金制度では、通常の前測を超えて将来発生するリスク（財政悪化相当リスク）に備えて、会社が通常の掛金に上乗せするかたちで、リスク対応掛金を拠出します。

一方で、一定の範囲を超える積立金額の増減に対しては、給付額を増減することで財政の均衡を図ります。

従って、毎年3月末に行う財政計算・財政検証の目的は、「給付調整の要否の確認」となります。

積立状況が一定の範囲に収まっていなければ、(翌々年度の)給付が「調整率」を乗じることにより調整されます。

- ・積立状況が一定の範囲を超えて良い場合：(翌々年度の)給付を増額 ➡ 調整率 =  $(C + A - D) \div B > 1.00$
- ・積立状況が一定の範囲を超えて悪い場合：(翌々年度の)給付を減額 ➡ 調整率 =  $(C + A) \div B < 1.00$



今回の決算では、積立割合  $(= \frac{(A) + (C)}{(B)})$  は1.43となったため、調整率は1.00となりました。

また、超過比率  $(= \frac{(A) + (C) - (B) - (D)}{(B)} \div 2)$  は0.14となりました。

時価ベース利回り（年13.14%）が予定利率（年2.50%）を大きく上回ったことによる運用差益等（874百万円）が発生しましたが、なお「財政均衡」の状態にあり、調整率は1.00となるため（2025年度の）給付調整はありません。

## その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項（2024年7月19日代議員会その他の決議事項）

### 1. 基金規約の変更：基金事務所および実施事業所の所在地変更

（事務所） 基金規約 第3条

新	東京都板橋区舟渡四丁目10番1号	旧	東京都港区芝五丁目30番7号
---	------------------	---	----------------

（実施事業所 所在地） 基金規約 第4条 別表1

日本金属株式会社	新	東京都港区芝五丁目29番11号	旧	東京都港区芝五丁目30番7号
日金スチール株式会社	新	東京都港区芝五丁目29番11号	旧	東京都港区芝五丁目30番7号

### 2. 財政運営規程の一部変更

（財政悪化リスク相当額の算定）

令和4年10月21日付特別算定承認申請書による算定につき、規程に記載

## 資産運用委員会の議事概要について

2023年度下期の委員会議事概要は以下のとおりです。

- <内容> 12月 ・プライベートマルチアセットファンドへの追加投資提案  
1月 ・2023年度第3四半期までの資産運用状況の報告と2023年度運用実績見込について  
・私募不動産ファンド採用について

## 企業年金基金事務所移転のお知らせ

7月19日代議員会において、規約変更：「基金事務所移転」が承認され、関東信越厚生局に届出いたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

移 転 先	〒174-8560 東京都板橋区舟渡四丁目10番1号				
電話番号	03 (3968) 6632	FAX番号	03 (3968) 6636	E-mail	kikin@nipponkinzoku.co.jp
業務開始日	令和6年8月19日				



## 繰下げ受給をライフプランにどう生かす？ 繰下げ受給の基本と在職老齢年金



老齢基礎年金と老齢厚生年金は、原則65歳で受給できますが、希望すれば、最大75歳まで(昭和27年4月1日以前生まれの人(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金の受給権が発生している人)は、70歳(権利発生から5年後)まで)受給を繰り下げることができます。繰り下げた期間に応じて年金額が増額します。なお、特別支給の老齢厚生年金は繰下げの対象となりません。

### 65歳時に老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給パターンを選択

特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になったときは、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることとなります。65歳の誕生月の初めごろ(1日生まれの人は前月の初めごろ)に日本年金機構から「年金請求書(ハガキ)」が送付されます。65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受ける場合は、期日までに年金請求書を提出します。なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受け取ることもできます。老齢基礎年金、老齢厚生年金を別々に繰り下げすることもできます。この場合、年金請求書の「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」または「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」のどちらかにチェックを付けて提出します。なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を繰り下げするときは、年金請求書の提出は不要です。

### 65歳からの年金受給4つのパターン

65歳からの年金受給は、4つのパターンがあります。①両方の繰下げを希望⇒老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方を繰り下げます。65歳時の手続きは不要ですが、繰下げした年金を受給したいタイミングでの手続きが必要です。受給の選択肢は、2つあります。(a)66歳以降に増額した年金を受給。(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る((b)は年金額は増額されません)。②老齢厚生年金のみを繰下げ希望⇒老齢基礎年金だけを65歳から受給し、老齢厚生年金は繰り下げて希望するタイミングで請求し、増額した老齢厚生年金を受け取ります。老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合、繰下げ期間中は、加給年金額も支給停止になります。③老齢基礎年金のみ繰下げを希望⇒老齢厚生年金だけを65歳から受給し、老齢基礎年金は繰り下げて希望するタイミングで請求し、増額した老齢基礎年金を受け取ります。老齢基礎年金に振替加算が加算される場合、繰下げ期間中は振替加算も支給停止になります。④どちらも繰下げを希望しない⇒老齢基礎年金と老齢厚生年金を65歳から受給します。提出期日までに年金請求書を提出します。

### 在職老齢年金の支給停止分は繰下げ受給の対象外

60歳以上で厚生年金保険に加入している人は、特別支給の老齢厚生年金または老齢厚生年金の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)に応じて、年金の一部または全額が支給停止になります。在職中の場合、「在職老齢年金を適用したと仮定した場合に受給する老齢厚生年金の額」が繰下げの計算の基礎となります。つまり、在職老齢年金の適用で支給停止(減額)されている老齢厚生年金の額は、繰下げの増額の対象外となります。



もうすぐ65歳。繰下げ受給を検討しているFさんのケースを見てみましょう。

## 繰下げ受給を選択して年金を増額したい。 自分に合った繰下げ受給はどのパターン？

もうすぐ65歳ですがしばらくは働く予定ですので、65歳から繰下げ受給を選択して年金を増額したいと考えています。繰下げ受給にはいろいろなパターンがあるようですが自分に合った受給方法についてアドバイスをお願いします。

- Fさん(64歳男性。標準報酬月額30万円(在職老齢年金の支給停止なし)。65歳から老齢基礎年金75万円、老齢厚生年金100万円、加給年金額40万円を受けられる。妻61歳、パートタイマー。65歳から老齢基礎年金78万円、振替加算1万円、老齢厚生年金9万円を受給予定)



※年金額は令和6年度の額。上記プロフィールの1万円未満は切り捨てて表記。

### STEP 1 4つの受給パターンから自分のライフプランに合わせて選択しよう

繰下げ受給には4つのパターンがあります。

受給パターン	受給方法	加給年金額
①両方を繰下げ	(a)66歳以降に増額した年金を受給	繰下げ期間中は支給停止される
	(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る	65歳にさかのぼって受給していない加給年金額を一括で受け取る
②老齢厚生年金のみ繰下げ	・老齢基礎年金だけを65歳から受給 ・老齢厚生年金を繰り下げて66歳以降に増額した年金を受給	繰下げ期間中は支給停止される
③老齢基礎年金のみ繰下げ	・老齢厚生年金だけを65歳から受給 ・老齢基礎年金を繰り下げて66歳以降に増額した年金を受給	妻が65歳になるまで加算される
④どちらも繰り下げない	・65歳から増額しない老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給	妻が65歳になるまで加算される

### STEP 2 65歳時点で繰下げ受給を選択後、一括受給に変更することもできる

Fさんのご希望で、①と③を計算してみました。

受給パターン	受給方法	年金額
①両方を繰下げ	(a)1年間(8.4%増額)繰り下げて66歳から増額した年金を受給	老齢厚生年金⇒108万4,000円+加給年金額40万円=148万4,000円 老齢基礎年金⇒81万3,000円 合計額229万7,000円
	(b)65歳にさかのぼって受給していない年金を一括で受け取る	65歳時点の老齢厚生年金100万円+老齢基礎年金75万円+加給年金額40万円 一括で215万円
③老齢基礎年金のみ繰下げ	・老齢厚生年金だけを65歳から受給 ・老齢基礎年金を1年間(8.4%増額)繰り下げて66歳から増額した年金を受給	老齢厚生年金⇒100万円+加給年金額40万円=140万円 老齢基礎年金⇒81万3,000円 合計額221万3,000円

妻が65歳(夫が68歳)になるまでの受取額を比較すると、①(a)は229万7,000円×2年間(繰下げ後)=459万4,000円です。①(b)は、215万円×3年間=645万円です。③は、140万円(1年目は老齢厚生年金+加給年金額)+221万3,000円×2年間=582万6,000円です。Fさんの場合、選択のポイントは加給年金額にあるといえるでしょう。なお、繰下げにより、老齢年金額が増額した場合、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響する場合があります。



**ポイントチェック** 66歳以降に繰下げ受給を希望し、老齢年金を受給していない人に対して、66歳から74歳までの間、毎年「繰下げ見込額のお知らせ」が送付されます。送付時期は、誕生月初旬(1日生まれの人は前月初旬)

です。内容は、受給権発生年齢時点の年金見込額、送付年齢時点まで繰り下げた場合の年金見込額、在職による支給停止となる額などです。加給年金額や振替加算などは含まれていませんので、詳細は年金事務所等で確認しましょう。



# NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

## 年金制度改正に向け「オプション試算」が実施されます

年金制度は、5年に1度「財政検証」を行うことで年金財政の状況が健全かどうかチェックして制度の見直しをすることになっています。今年が財政検証の年であり、現在、厚生労働省では年金制度改正に向けて議論を進めているところです。

財政検証では、人口や労働力、経済前提がプラスに推移した場合や、現状維持だった場合など幾つかのケースを想定して将来の見通しを示します。この見通しは、現行の制度を続けた場合の財政状況を示す

ことになっていますが、年金制度を改正したと仮定した場合に、どのような財政状況になるのかを試算する「オプション試算」も合わせて実施することになっています。

今回のオプション試算では、被用者保険の適用拡大をさらに行った場合や、国民年金の保険料納付期間を延長した場合、働いて一定の収入を得ながら老齢厚生年金を受給している65歳以上の人の年金額を調整した場合などを試算することになっています。

## 若年者向けの年金教育・年金広報が強化されます

厚生労働省では、年金広報の取り組みを進めており、令和5年度には厚労省職員と大学生が年金について語り合う年金対話集会を実施したほか、中高生向けの年金教育教材などを制作しました。令和6年度は、これらの取り組みをより強化し、大学生向けの年金対話集会では、年金制度改正と関連した意見交換などを行うほか、中高生に向けても対話集会を実施していきます。また、キャリア選択と公的年金・私的年金についての授業なども展開していく予定です。

このほか、社会保険の適用拡大を円滑に進めるため、令和3年から社会保険適用拡大特設サイトが開設されていますが、今年10月に社会保険に適用される人の範囲がさらに拡大することに伴い、メディアや専門家、関係省庁などと連携した広報を行うことになっています。

上記のような取り組みは、ホームページなどで確認することができます。ぜひチェックしてみてください。

## 2050年には身寄りのない高齢単独世帯が急増する見通しに

国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の世帯数の推計によると、世帯総数は2050年に5,261万世帯となる見込みです。平均世帯人員は、世帯の単独化が進み、2033年には初めて2人を割り込む1.99人、2050年には1.92人となる推計でした。

世帯員が1人の単独世帯は、2036年まで増加を続けた後に減少に転じ、2050年は2,330万世帯、44.3%となる推計結果でした。

世帯主が65歳以上の世帯は、2045年の2,431万

世帯をピークに減少し、2050年には2,404万世帯、世帯主が75歳以上の世帯は2030年まで増加した後には減少するものの、再度増加して2050年には1,491万世帯となる見込みとなっています。

65歳以上の男性の独居率は2050年で26.1%、女性は29.3%となり、特に男性の独居世帯化が大きく進む見込みで、高齢単独世帯に占める未婚者の割合は男性で59.7%、女性で30.2%となり、今後は近親者のいない高齢単独世帯が急増する推計となっています。